

農地中間管理事業 ご利用にあたって



1 農地中間管理機構が借り受ける農用地等の基準

農業振興地域内の農用地等に限り、
農用地等を借り受ける期間は、極力10年以上とします。
なお、機構が借り受ける農用地等は次のものを除きます。

- 農用地等として利用することが著しく困難な農用地等(市町で再生不能と判定されている遊休農地など)
- 借受希望者の数や借受希望賃料等からみて、その農用地等が貸し付けられる可能性が著しく低い場合

2 農地の出し手

地元の市町農政担当課に貸したい農用地等を届け出てください。

3 農地の受け手(担い手) … 借受希望者募集への応募が必要です。

借受希望者の募集は、機構のホームページで、毎年6月頃及び12月頃に行います。
応募に当たっては、「農用地等借受希望申込書」に必要事項を記入して提出してください。

4 農用地等の貸付先決定の基準

当該地域の人・農地プランの内容並びに以下の点に留意して、貸付先を決定します。

- 基本原則**
- 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大または経営耕地の分散錯圃の解消により農業経営の安定に資すること。
 - 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないこと。
 - 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営をめざしていけること。
 - 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。

- 優先配慮**
- ①地域内の利用権の交換等を行う場合
 - ・担い手相互間または担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合
 - ・集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させる場合
 - ②当該農用地等に隣接する担い手である借受希望者がいる場合

5 その他

次のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約を解除します。

- 機構が借り受けた農用地等について1年間を経過してもなお貸し付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

詳しくはホームページへ <http://www.forest-hyogo.jp>

公益社団法人 兵庫みどり公社

— 農地中間管理機構 —

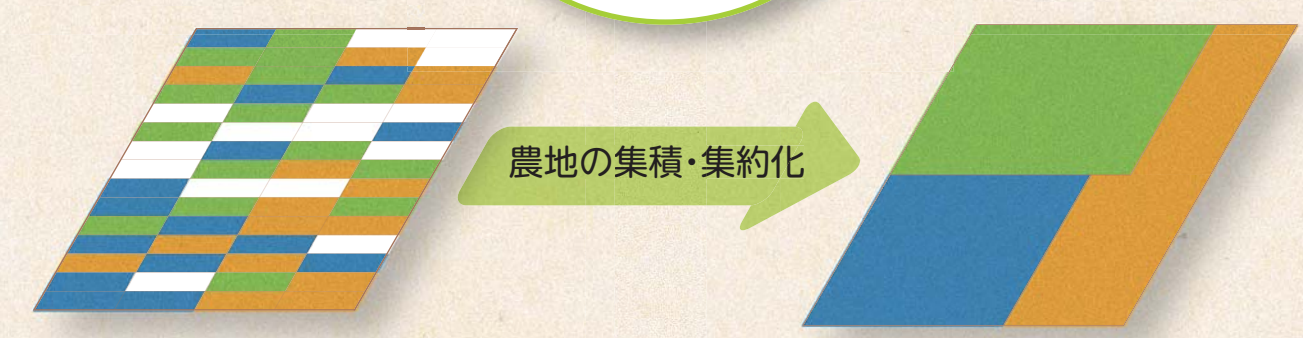
〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目7-18(兵庫県下山手分室内)
TEL:078-361-8114(農地活性化部農地管理課) FAX:078-361-8128

● 農地活性化部・農地管理事務所 ●

神戸農地管理事務所	TEL: 078-361-8549	光都農地管理事務所	TEL: 0791-58-2169
阪神農地管理事務所	TEL: 079-562-8836	豊岡農地管理事務所	TEL: 0796-26-3696
加古川農地管理事務所	TEL: 079-421-9159	朝来農地管理事務所	TEL: 079-672-6840
加東農地管理事務所	TEL: 0795-42-9418	丹波農地管理事務所	TEL: 0795-73-3790
姫路農地管理事務所	TEL: 079-281-9275	洲本農地管理事務所	TEL: 0799-26-2095

または各市町の農政担当課まで

2016(平成28)年3月発行



兵庫県の農地中間管理機構は
公益社団法人兵庫みどり公社です

地域農業を守る。

県民の食と暮らしを支える

県内各地で元気な農業が営まれることで、県民の皆さんに「豊かなひょうごの食材」が供給され、「農」の多面的機能が発揮されて快適な生活環境が守られます。

集落や地域の農業を守り発展するよう、担い手の確保や将来の農地利用のあり方を定めるのが「人・農地プラン」。この「人・農地プラン」の話し合いを通じ、農地中間管理機構を活用した地域内の農地利用の再編を進めましょう。公的機関である機構が間に入ることで農地の出し手と受け手(担い手)双方とも安心して地域農業の発展に取り組むことができます。

安心！ 農地中間管理事業 で地域農業の課題を解決

リタイヤするので農地を貸したいな！

と思ったら…

地域ぐるみで農地中間管理機構を
活用しましょう



どんなメリットがあるのかな。

農地を貸す方



機構は公的機関だから安心して農地を貸せます。

- 契約期間終了後、農地はお手元に戻ります。
- 賃借料は機構がお支払いします。
- 農地中間管理事業なら贈与税・相続税の納税猶予はそのままです。
- 機構への貸付けは農業者年金制度の経営承継に該当します。
- 機構に貸し付けた人、地域に機構集積協力金が交付されます。



農地を借りて規模拡大したい！

分散した農地をまとめたい！

新規就農するので農地を借りたい！

と思ったら…



さあ、これから頑張るぞ！

農地を借りる方



機構からまとまった農地を借りられます。

- 集積・集約された農地を長期(10年間)に安定して借入でき、効率的、安定的な農業経営ができます。
- 地主(農地の出し手)が多数いても、契約は機構とだけなので、賃借料の支払い等の事務が軽減されます。

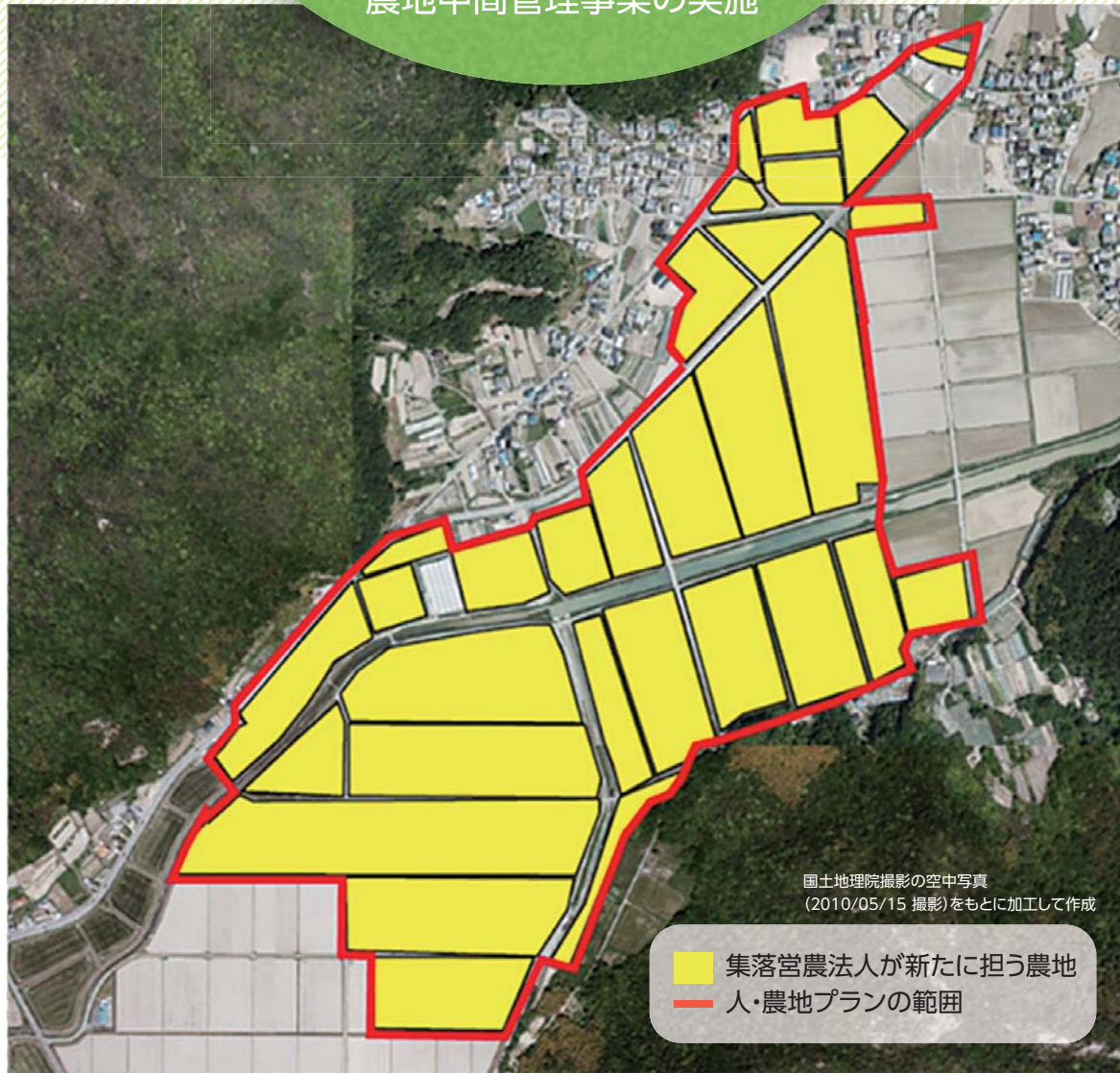
※機構から農地を借り受けるためには予め「農用地等借受希望申込書」の提出が必要です。

事例1

集落営農法人による集積・集約(1集落1法人)

推進のポイント 地域での話し合い、人・農地プランの策定を通じ集落営農法人を設立

農地中間管理事業の実施



地区の概要

調整する仕組みの創設

- 1 人と農地の課題に対応するため、人・農地プランの策定を通じた話し合いの実施
- 2 人・農地プランに基づき、集落営農法人を立ち上げ、担い手として農地を借受けて営農実施



地区の概要

- 地区面積 51.6ha
- 農地集積・集約の状況

担い手等区分	事業実施後	
	経営面積	担い手集積率
集落営農法人	43.5ha	84%
その他農業者	8.1ha	—
計	51.6ha	84%

● 地域での農地調整

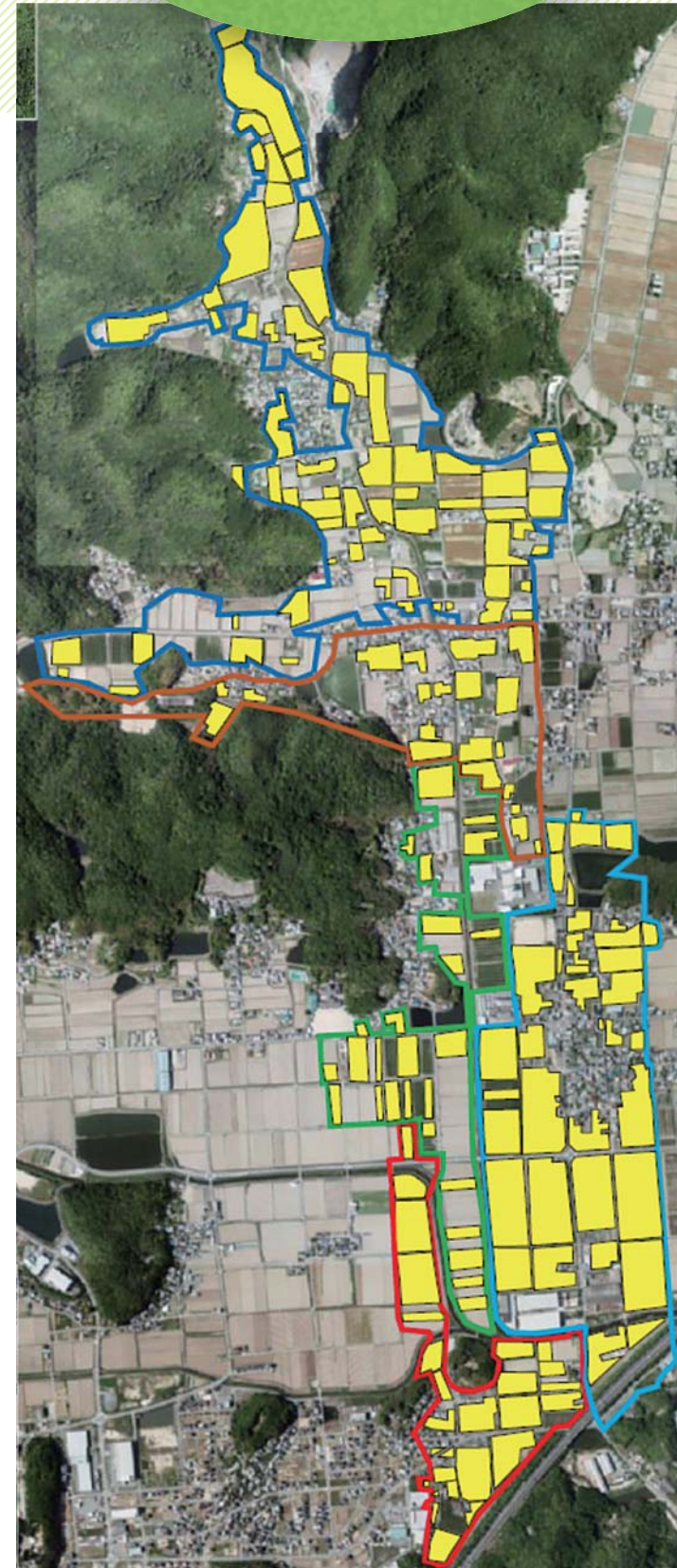
地域の農地を継続して管理していくため、話し合いの結果、新たに集落営農法人を設立し、効率的・効果的な農地利用による農業経営を実施。

事例2

集落営農法人による集積・集約(複数集落1法人)

推進のポイント 集落営農法人が5集落で営農・農地管理を実施

農地中間管理事業の実施



地区の概要

広域型集落営農の創設

- 1 人と農地の課題に対応するため、新たに集落営農法人を立ち上げ
- 2 スケールメリットを生かすため、5集落の農地を一元管理する広域営農体制を確立

地区の概要

- 地区面積 109.5ha
- 関係集落 5集落
- 農地集積・集約の状況

区分	地区面積	集落営農法人	
		面積	集積率
A集落	41.1ha	24.6ha	59.8%
B集落	10.3ha	5.6ha	54.4%
C集落	17.9ha	7.1ha	39.7%
D集落	28.0ha	25.7ha	91.8%
E集落	12.2ha	9.7ha	79.5%
計	109.5ha	72.7ha	66.4%

- 集落営農法人が新たに担う農地
- A集落人・農地プランの範囲
- B集落人・農地プランの範囲
- C集落人・農地プランの範囲
- D集落人・農地プランの範囲
- E集落人・農地プランの範囲

事例3

大規模農業経営法人が核となり農地の集積・集約

推進のポイント 大規模農業経営法人が核となり、地域での話し合い、人・農地プランの策定

農地中間管理事業

実施前



国土地理院撮影の空中写真
(2010/05/15撮影)をもとに加工して作成

農地中間管理事業

実施後



国土地理院撮影の空中写真
(2010/05/15撮影)をもとに加工して作成

集積
集約

■ 大規模経営法人 ■ 新規就農者 ■ 規模拡大志向農家 ■ 農業参入企業

地区の概要

調整する仕組みの創設

- 1 地域での話し合いを基本に、農地集積・集約に向けて調整する仕組みを実現
- 2 中心経営体である大規模農業経営法人に加え、新規就農者、農業参入企業等による農地利用を実現

地区の概要

- 地区面積 33.5ha
- 農地集積・集約の状況

担い手等区分	事業実施前		
	経営体数	経営面積	担い手集積率
1. 農業生産法人	1	13.4ha	40%
2. 新規就農者	0	0.0ha	0%
3. 農業参入企業	0	0.0ha	0%
4. 規模拡大志向農家	0	0.0ha	0%
5. その他農業者	—	20.1ha	—
計		33.5ha	40%

事業実施後		
経営体数	経営面積	担い手集積率
1	18.0ha	54%
2	1.6ha	5%
1	0.6ha	2%
2	0.8ha	2%
—	12.6ha	—
	33.5ha	62%

地域での農地調整

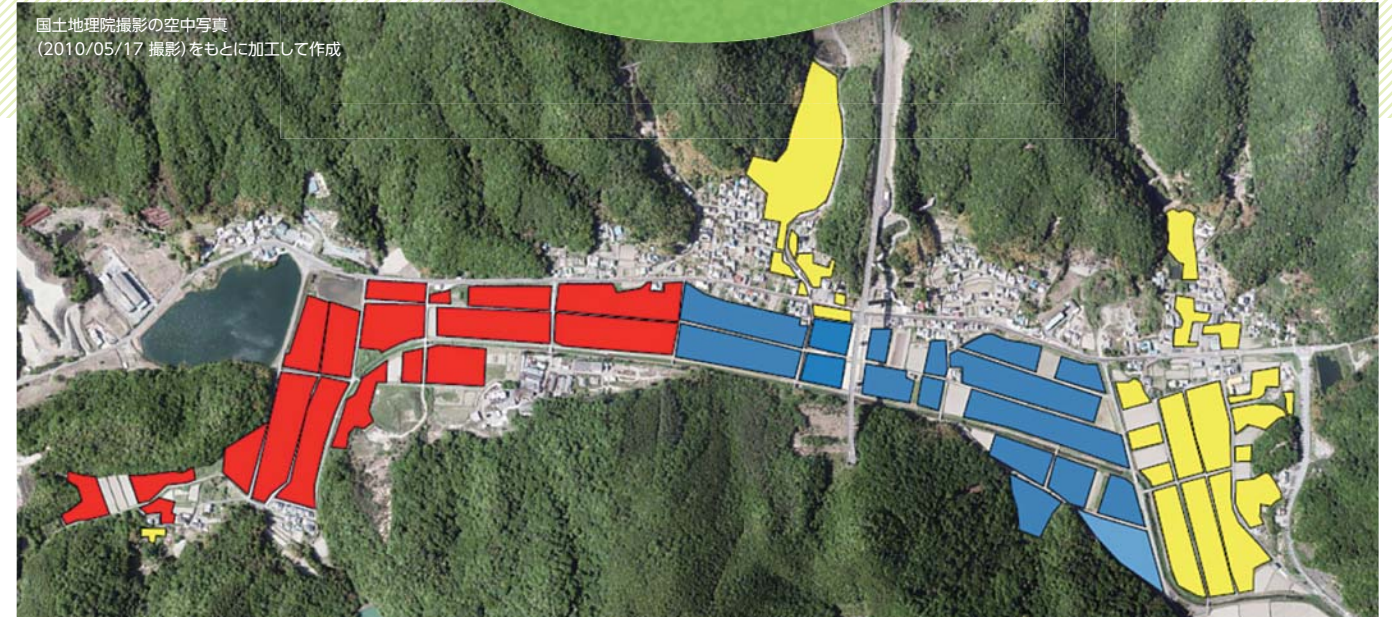
農地中間管理事業実施後、地域で再調整を図り、大規模農業経営法人から新規就農者の規模拡大のために農地を再配分する手続きを実施中。

事例4

担い手のエリア分けによる集積・集約

推進のポイント 人・農地プランの話し合いにより、担い手がエリアを分けて農地の集積・集約

農地中間管理事業の実施



国土地理院撮影の空中写真
(2010/05/17撮影)をもとに加工して作成

■ 農業法人 ■ 担い手 A ■ 担い手 B

地区の概要

調整する仕組みの創設

- 1 人・農地プラン策定による話し合いで、担い手ごとにエリアを設けた土地利用調整を実現
- 2 中心経営体に農業法人を加え、営農に必要な農地確保等について合意形成を実施

地区の概要

- 地区面積 58.1ha
- 農地集積・集約の状況

担い手等区分	事業実施後	
	経営面積	担い手集積率
1. 農業法人	11.3ha	19%
2. 担い手 A	12.2ha	21%
3. 担い手 B	13.3ha	23%
4. その他農業者	21.3ha	—
計	58.1ha	63%

地域での農地調整

農地中間管理事業実施後、農業法人、担い手が土地利用調整を継続し、さらに集積・集約が図られるよう話し合いを継続中。



事例5

中山間地域で担い手による集積・集約

推進のポイント 中山間地域で担い手がエリアを分けて農地の集積・集約

農地中間管理事業の実施



- 人・農地プランの範囲
- 担い手Aのエリア --- 担い手Bのエリア --- 担い手Cのエリア
- 担い手 A ■ 担い手 B ■ 担い手 C

地区の概要

エリアを設けた土地利用の実現

- 1 地域の将来等を話し合い、担い手と農地利用等を人・農地プランとして策定
- 2 人・農地プランの中心経営体が担うエリアを設定し、その範囲内での集積・集約を推進

地区の概要

- 地区面積 40.0ha
- 農地集積・集約の状況

担い手等区分	事業実施後	
	経営面積	担い手集積率
1. 担い手 A	5.0ha	13%
2. 担い手 B	3.7ha	9%
3. 担い手 C	4.2ha	10%
4. その他農業者	27.1ha	—
計	40.0ha	32%

● 地域での農地調整

担い手が競合しないようにエリアを設定し、その範囲内で農地調整を継続中。



事例6

土地基盤整備事業と連携した集積・集約

推進のポイント 土地基盤整備を契機に集落営農法人に農地の集積・集約化

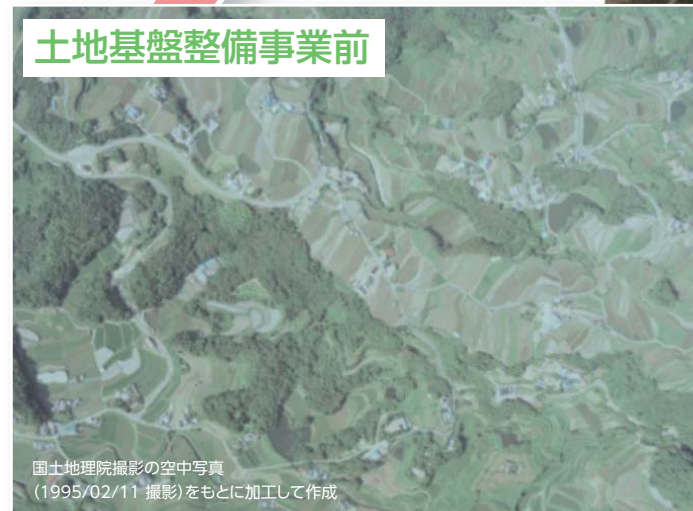
農地中間管理事業 実施後



■ 集落営農法人に集積・集約した農地

集落営農法人に
集積・集約

土地基盤整備事業前



国土地理院撮影の空中写真
(1995/02/11撮影)をもとに加工して作成

地区の概要

地域営農体制の確立

- 1 土地基盤整備事業を契機に集落営農法人を設立
- 2 集落営農法人を人・農地プランの中心経営体として位置づけ農地集積・集約の実施

地区の概要

- 地区面積 20.6ha
- 農地集積・集約の状況

担い手等区分	事業実施後	
	経営面積	担い手集積率
集落営農法人	18.9ha	92%
その他農業者	1.8ha	—
計	20.6ha	92%

● 地域での農地調整

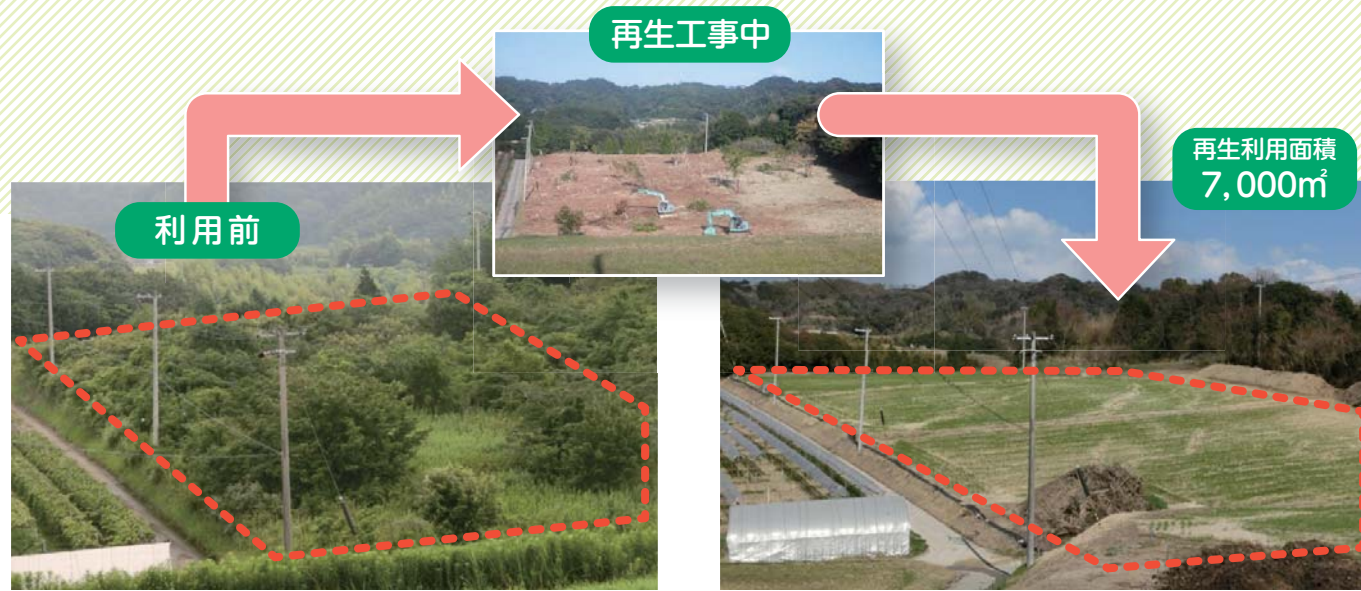
土地基盤整備事業の面工事完了に伴う一時利用地指定において、集落営農法人が担う農地の調整を図ることで、換地処分を待たずに、切れ目の無い営農体制を確立。



事例7

耕作放棄地を解消して農地利用

推進のポイント 耕作放棄地を再生利用し、異業種連携による特産物生産



地区の概要

異業種連携による特産品づくり

- 1 耕作放棄地再生計画に基づき、農地再生と農地利用者の調整。
- 2 農地利用にあたっては、生産者、企業等幅広く調整を図り、地元企業(建設業)が農業参入。
- 3 耕作放棄地の再生には、県補助事業の活用により再生を実施。
- 4 地元麺業者と農工商等連携促進法の認定を受け、地元産パスタとして新たな地域特産品として販売。

パスタ用小麦生産



事例8

新規就農者による農地利用

推進のポイント 地域で育った就農希望者の農地を地域で確保

地区の概要

就農研修地で新規就農の実現

- 1 就農者は事前に、県の支援により篤農家の下で、栽培技術、経営ノウハウを習得。
- 2 篤農家と地域が新規就農者を受け入れるための農地確保のための話し合い等の調整を実施。
- 3 農地中間管理事業による農地確保が実現したことにより新規就農者は青年就農給付金の給付要件クリア。
- 4 販売ルートは、研修先の篤農家の調整等により、地域の量販店で確保。



※ 確保された農地 赤色：3,300㎡ 黄色：3,600㎡

事務手続等の流れ



農地の受け手 公募への応募(定期6月・12月)
農地の出し手 随時受付(市町)



農地の受け手 と **農地の出し手** のマッチング



農用地集積・配分計画案の作成



農用地利用集積計画の公告 **農地の出し手** 貸付 **機構**



農用地利用配分計画案の作成・県申請



農用地利用配分計画の公告・縦覧(2週間)



農用地利用配分計画の認可・公告 **機構** 貸付 **農地の受け手**

事務期間約3ヶ月